

奈良で飲食店を開業しませんか



奈良県制度融資の創業支援資金【飲食店枠】の利用で

利子・保証料率が

0%

で融資が受けられます

■融資対象者

県内で魅力のある**飲食店を創業しようとする**、または**創業後1年未満の方**で、優れた事業計画として知事の認定を受けた方

※個店として明確なコンセプトやアピールポイントがあるか等を審査します。

※本資金では、居酒屋、バー、スナック等アルコールの提供が中心の店、フランチャイズ、移動販売での舗運営は対象外です。

■融 限 度 額

1,500万円（設備資金、運転資金）

（ただし、創業前の方は自己資金と同額まで）

■融 資 利 率 0%（無利子）

■担保・保証人 保証料率 0%

ただし、奈良県信用保証協会の保証が必要

※別途、保証協会での審査があります

■融 資 期 間 7年以内（うち据置1年以内）

■取扱い金融機関

（順不同）

商工組合中央金庫奈良支店 りそな銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 みずほ銀行

南都銀行 京都銀行 紀陽銀行 関西みらい銀行 中京銀行 第三銀行

大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 大阪シティ信用金庫

新宮信用金庫 北伊勢上野信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合

奈良県経営支援課 流通・サービス産業係

TEL：0742-27-8133 FAX：0742-23-1396

詳しくは <http://www.pref.nara.jp/31699.htm>



創業支援資金（飲食店認定枠） 融資までの流れ



県へ相談

当制度の利用を検討される場合は、まずは県にご相談ください。
※金融機関へも併せてご相談ください

事業計画書の作成

原則、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター「奈良県よろず支援拠点」での事業計画書のブラッシュアップを受けていただきます。

事業計画書の提出

奈良県よろず支援拠点 HP→



提出先：奈良県経営支援課 流通・サービス産業係
提出期限：令和6年12月13日（金）

審査

提出いただいた事業計画書（添付書類も含む）を審査会で審査します。

認定

審査を通過すれば、奈良県知事の認定書を交付します。
※奈良県知事の認定書の有効期限は、認定を受けた年度内です。

融資申込

融資を受けたい金融機関所定の書類に、奈良県知事の認定書を添えて直接申込を行ってください。
また、金融機関を経由して、「奈良県信用保証協会」への保証申込を同時に行うことになります。

金融機関等での審査

「金融機関」と「奈良県信用保証協会」が経営状況や事業内容の審査を行います。
※融資の是非は金融機関と「奈良県信用保証協会」が決定します。県が審査の内容に関与することはできません。

融資実行

開業

※ご相談いただいてから融資実行までには、標準で約2ヶ月～3ヶ月程必要です。
事業計画書は、【12月13日（金）】までにご提出ください。

約1ヶ月～2ヶ月

約1ヶ月～1ヶ月半